

# アメリカの求職、求人のしくみと 雇用差別禁止法(3)

玄幡真美(日本労協連国際部)

前回までは、米国の求職、雇用のしくみ、 EEOC(雇用機会均等委員会)への訴状内容 などについて記述した。そこで今回は雇用差 別法の中身やその問題点と課題などについて 紹介してみたい。また日本にそうした法を導 入する可能性などについてもふれてみよう。

雇用差別禁止に関する連邦法は公民権法第7編(タイトル・セブン、Title VII、1964)」、同一賃金法(EPA、1963)、雇用における年齢差別禁止法(ADEA、1967)、障害者法(ADA、1990)などの他に、行政命令であるアフォーマティブ・アクションなどが挙げられる。ここではTitle VII、EPA、ADAについて簡単にふれ、ADEAとアフォーマティブ・アクションを中心に展開したい。また連邦法以外に各州や自治体でも差別やハラスメントに対する法規が整備されているが、ここでは必要な部分についてのみ紹介する。(図1)

さて、Title VII、ADEA、ADAのもとでは、以下に掲げる雇用に関するどんな内容の差別も違反とされる<sup>2</sup>。1)採用、解雇、2)補償、任命、被雇用者の分類、3)移動、昇進、レイ・オフ、召還、4)求人広告、5)募集、6)試験(testing)、7)会社施設の利用、8)訓練、実施期間プログラム、9)付加給与、10)賃金、退職プラン、障害休暇、11)雇用に関するその他の条件や処遇。これ以外にも、次のような差別内容が違法と

される。12)人種、皮膚の色、性別、出身 国、年齢をベースとするハラスメント。13) 性別、人種、年齢、宗教、民族、障害をも つ個人の能力や功績についてのステレオタ イプイメージや想定に基づく採用の決定、 14)人種、宗教、出身国、障害などをもつ 個人の結婚や交際などを理由とした解雇。



図1 AARPの年齢差別禁止法に関するパンフレット 出典 AARP.Age Discrimination on the Job.2000

なお、上記の差別を告発した個人に対する 報復も禁止される。

#### 公民権法第7編(Title VII)

公民権法第7編は雇用差別を禁止する最も 包括的な法律である3。Title VIIは、15人以 上の被雇用者が従事している州際通商⁴をす る使用者のみならず、労働組合、職業紹介機 関(民間)にも適用される。この法は人種、皮 膚の色、宗教、性別、出身国、民族を理由と する差別を禁止する。性差別には妊娠、出産、 関連する医学的条件も含む。使用者が採用、 解雇、補償・協約、条件、雇用において差別 的取扱いをすることはすべて違法である。し かし、職業上、業務上必要な真正な職業要件 (bona fide occupational qualification) が示 されれば、性別、宗教、出身国、民族などを 条件とする差別は合理的差別として認められ る。 救済機関はEEOC(雇用機会均等委員会) である(EEOCの役割についてはADEAのと ころで記述)。

#### 同一賃金法(EPA)

EPAは男性と女性が、同様の労働条件のもと同じ使用者のため同じ技能をもち、努力(effort)や責任が要求される仕事を遂行している状況で賃金や法的権利において性をベースに差別することを禁じている。最近では、同一といえなくても同等といえるような労働に対する賃金差別を禁止するような解釈もあるといわれている。だが、ホーン川嶋が指摘するように同一労働の定義が不正確である。また、同一労働といえない異なる職種の場合、とりわけ性差に基づいて職種が分かれていることが多い現在の雇用状況ではこの法は適用されない。

#### 障害者法(ADA)

ADA はハンディキャップをもつ人に対する差別をなくすために制定された。これは州際通商をする使用者や州政府機関において使用者が精神的、肉体的なハンディキャップをベースとする差別を禁止する法律である。禁止される差別はTitle VIIに列挙されているより範囲が広い。障害をもつ個人、障害をもつと認定された個人を対象とする。しかし、被用者や応募者が現に不法なドラッグやアルコールを使用している場合、ADAによって保護されない。

アフォーマティブ・アクション (積極的優遇 措置)

# 1.歴史、目的、罰則など6

30年前の公民権運動誕生の折、アフォー マティブ・アクションは雇用、教育、契約締 結においてマイノリティや女性に均等な機会 を保障し、適切なステップを取ることを命令 したもの。日本でアフォーマティブ・アク ションはなじみのないことばであるが、ア フォーマティブとは肯定的、積極的という意 味であり、アフォーマティブ・アクションは 積極的な措置と訳されている。1961年ケ ネデイ大統領が EEOC を設立する特別命令 10925号を出した時、市民権として当概念が 始めて提案されたと言われている。この命令 は政府とその契約企業による雇用差別を廃止 することを目的とし、すべての連邦の契約に おいて請負・契約者が人種、宗教、皮膚の色、 出身国を理由に雇用においてどの被用者や応 募者に対しても差別しない事を誓約しなけれ ばならない。

前述の経過があるが、積極的優遇措置政策は1967年ジョンソン大統領が発した特別命令11246号(連邦における雇用におい

て政府政策として均等機会を提供する)を端 緒とする。これは連邦の雇用においてすべて の適格者に人種、宗教、皮膚の色、出身国に よる雇用における差別を禁止する。そのた め、連邦政府各部局での実際的で継続的プロ グラムを通して均等な雇用機会の十分な認識 を促進することを目的としていた。2年後命 令は、性を基礎とする差別も禁止するよう修 正した。また、ジョンソン大統領はアフォー マティブ・アクションの責任をEEOCから労 働省へ移管。労働省は1971年、ニクソン 政権時、すべての政府事業の契約者に、少数 民族や女性の活用が十分でないことの分析、 更に契約企業の努力により不十分さを是正す ることができるゴールやタイムテーブル設定 などのアフォーマティブ・アクションプログ ラムを発展させることを要求する改訂命令4 号を発令した。労働省連邦契約遵守局(Office of Federal Contract Compliance Programs ) は違反者に対する氏名公表、契約解除、将来 の政府契約排除などの監督をし、司法省は契 約履行を求める訴訟を提起することができる

#### 2.プログラムの実施方法

ゴールやタイムテーブルは不十分さの是正方法として、採用、排除、優先権を通して多様化を増大させるプログラムをもつ。このプログラムのもとでアドミッション・オフィサー(入学審査官)は2人の同様な適任の志願者があれば白人よりマイノリティに、またマネージャーをリクルートし雇う場合その仕事を男性に代わり適任な女性を採用することができる%。このように、特別命令が直接には連邦政府とその契約企業を対象(1993年建設業約10万、建設業以外で約6万2500、こうした事業所の被用者は約2600万

人といわれている)°とするが、教育機関、また民間企業が自主的にアフォーマティブ・アクションを取り上げる場合もあり、実施機関やそのプログラムは多種多様に渡っている°。

# 3.批判にさらされるアフォーマティブ・ アクション

アフォーマティブ・アクションの効果につ いては様々な議論がある。例えば、この優先 政策は当初のねらいである労働市場の差別改 善にはそれほどつながらず、効果をあげたの は連邦政府から援助をうけている大学での人 種、性差別改善だというものである11。その ため受益者は主に白人女性やマイノリティで あり、またゴールやタイムテーブル設定が クォーター制(割り当て制)に繋がるなどの 理由から、実施以来、逆差別だという批判が 白人男性からあいついだ(彼らはAngry White Men と呼ばれている)<sup>12</sup>。最高裁でも 合憲性をめぐって2転3転する判決が続いた 13。そして、近年特にこのプログラムを逆転・ 無効とする動きが著しい。アフォーマティ ブ・アクションへの最高裁の風向きが変わる のは1989年からだと言われている14。とりわ け1996年カリフォルニア州のアフォーマティ ブ・アクション禁止を求めるプロポジション 209 (住民投票制度)は大きな反響を呼んだ。 これは、州立大学でのマイノリティへの優先 入学廃止、各自治体における不利なグループ に対する仕事の保証を目的とする優遇措置を 禁ずるものである。その後も、ニュージャー ジー州の白人教師レイオフに関する訴訟事件 (1997年、Piscateway v. Taxman)<sup>15</sup>、最高 裁によるプロポジション209の審理却下 (1997年)16、加州の控訴裁判所による州のア フォーマティブ・アクション政策禁止を認め る判決(2001年)17など差別是正政策を逆戻 りさせる一連の動きがある。しかし、一方高等教育の場で当政策に関する最近の司法は必ずしも逆流には向かっていない1<sup>18</sup>。ミシガン州立大学ロースクールへの入試に関する訴訟事件で第6巡回区控訴裁判所はアフォーマティブ・アクション政策を認める判決(2002年)<sup>19</sup>を下した。同様に、ワシントン州立大学の入試事件でも最高裁はこのケースの審理をしないことを決定。結果として大学のアフォーマティブ・アクションを認める判決を下した<sup>20</sup>。

こうした積極的優遇措置政策について評価 を下すことはそれほど容易ではない。ビス キューピックが指摘するように、この政策 はその発端から密接に社会経済状況と関わ るからだ。ジョンソン大統領が特別命令を 発した時の考えは次の通りである。この政 策は単に不公正な差別を終了させるという 以上に偏見に苦しんだグループに属する 人々への平等な保護実現に向けて憲法上の 保障を与える。そのため、政府は救済・奨 励策を講じるべきだと提起している。そし て、この計画は志願者を広く引き付けるリ クルート政策から人種を理由とする明白な 少数者優遇政策を含む「level the playing field」(互角な競争の場)を意図する範囲にま で及ぶ21。ところで、後者の政策を最高裁や 保守的裁判官は抑制しようとする傾向にあ る。他方、差別是正の擁護者たちは、競争 の場はまだ互角となっていない。白人や男 性が百年以上に及び優遇されていたことか らすれば、少数者や女性が控えめな利益を 得ていることは十分正当なことである、と 主張する。

実態はどうだろうか。例えば、カリフォルニア州では人口の23.1パーセントを占める白人男性が30.4パーセントの公務労働に従

事し、黒人男性より5倍高い比率で雇用されているという(加州の人事部)<sup>22</sup>。また、女性たちが白人男性を一見脅かしているように見えるが女性の就業先で伸び率が高いのは自営業である(81年から96年まで毎年平均伸び率7.2%)。しかし、男性たちが不安に駆られているのは広がる貧富の差が加い、メキシコなどへの企業進出などーに起因する、と言われている<sup>23</sup>。互角な競争の場が創られているのかどうか。今後のアフォーマティブ・アクション政策の行方をしばらく注視する必要がある。

年齡差別禁止法(ADEA)

# 1.ADEAの概要

ADEAは、公民権法第7編をほぼ踏襲する 法律で、20人以上(1967年法制定時は 25人以上、1974年に改正)の被用者を 雇う州際通商に従事する企業、労働組合、職 業紹介機関、連邦・州・他の地方自治体(1 974年改正で自治体及び連邦公務員に拡 大。連邦公務員は78年以降年齢制限が撤廃 された)24における被用者への採用、解雇、補 償、被雇用者の分類、求人広告、募集、試験 (testing) 会社施設の利用、試験期間プログ ラム、給与、退職プラン、障害休暇、そして 事実上すべての雇用に関する条件や処遇にお いて年齢を理由にした差別を禁止する。ま た、差別による不利益をこうむり訴えをおこ した労働者への報復措置なども禁止してい る。だが、ADEAでは真正な職業上の資格 (bona fide occupational qualification) 真正 な専任権制度 (bona fide seniority system) 真正な被用者福利厚生給付制度 (bona fide employee benefit plan ) や正当理由(good cause)に基づく解雇や減給は適用除外され る。対象年齢は当初40歳から65歳まで、1978年には70歳までという上限があったが、1986年にはすべての上限が撤廃された。連邦法では上記のように40歳以上が対象であるが、ニューヨーク、カリフォルニアなどでは若者も含め年齢差別を禁止している州もある。なお、連邦公務員は78年法改正により年齢制限が撤廃されたが航空管制官、消防士、警察官などの特別な職種、年間2万7千ドル以上の退職年金受給者(86年には4万4千ドル以上となった)について例外的に定年制を認めている。また、定年制を認めていた大学教員の終身地位保有権(tenure テニュアー)は1986年法改正により1993年限りで廃止となった25。

# 2.救済方法

法制定当初、民間や地方自治体労働者の行 政救済申し立ては労働長官が、連邦政府の被 用者については連邦人事委員会が救済手続き を行っていた。だが、78年の法改正により以 後救済訴訟はEEOCに移管。差別を訴える被 害者は裁判所に救済訴訟を提起する前に EEOC に行政救済申し立てを行う。 申し立て は違法な行為があった日から180日以内と される。ただ、州、自治体に FEPA (Fair Employment Practices Agencies、公正雇用慣 行機関)がある場合は最初にFEPAに申し立 てを行う。このようにまず州の機関への申し 立てが優先されるため EEOC へのアピール は差別が行われた日から300日以内、もし くは FEPA 審理終了後30日以内のどちらか早 い方を採用する26。救済についてはコモン・ ロー(中世以来英国で国王の裁判所が発展さ せてきた判例法)上の救済措置として採用や 復職、バック・ペイといった内容で一般的補 償賠償や懲罰的損害賠償は認められない27。

差別立証については直接証拠(差別的取扱い、disparate treatment)とともに間接事実、統計資料、差別的インパクト法理(disparate impact、形式的に中立的な基準でも、保護対象に不利益を及ぼす場合は差別とみなす。使用者に差別意識がなくても違反が成立)<sup>28</sup> などを用いて行うが、実際は直接証拠の立証が困難なため、間接事実や差別的インパクト法理が主要な証拠となる<sup>29</sup>。

#### 3.ADEA とその実際

不公平な解雇に対し随意的雇用 (employment-at -will) 理論が一般的に認め られている米国では、労働者の解約の自由も ある半面、使用者も解雇の自由があり、不公 平な解雇であっても対処しえなかった。テネ シーの最高裁(1884)で100年以上も 前に創られたこの古典的理論は、正当理由が あろうがなかろうが、理由が道徳的に悪かろ うが、使用者は労働者を随意的雇用で解雇し ても違法とはされないという内容である。7 0年代以降、多くの州で次第に随意的雇用 (employment-at -will) 理論に限界を与える いくつかの法律が採用されたけれども、今日 までもこの理論は一般的に広く行き渡ってい る30。随意的雇用理論は労働者に法的救済を 与えない。こうした理論のもとで米国では労 働協約か制定法によるしか解雇を規制できな い。不当な解雇に対し労働者が Title VII や ADEAのような制定法を活用せざるを得ない 理由がここにある31。

1970年から1989年まで連邦裁判に 持ち込まれた雇用差別ケースは、他のタイプのケースが125%にもかかわらず22 00%も増加した。しかも、今後この種の 裁判が増加することが予想される。なぜな ら、第1の現在平均退職年齢は61歳であ るが、米国ではベビーブーマー世代が70 00万人を超え、すべての労働力人口の5 0パーセントを占めており、今後一層その 数が増加するだろうこと。第2に実業界は 早時退職を支持しているが、中高年労働者 は年金財政の逼迫状況などを考慮し年金受 給を遅らせるため多様な働き方や退職形態 を求めてくることが考えられる<sup>32</sup>。

ところで、ADEA が発足した当初、年齢差別の原告は50-59歳までの、主に専門的管理職の白人男性で解雇に関連したケースであった(86%男、79%ホワイトカラー、50-59歳が55%、76%が解雇にかかわる) $^{33}$ 。しかし、近年白人男性に取って替わり、少数派であったブルーカラーと女性が年齢差別の原告になっているようだ。1997年55歳以上の女性労働力が1900万となり、全体の労働力の46%を女性が占める。女性による訴訟の増加は、2006年には48%が女性労働力というトレンドと大いに関連している $^{34}$ 。

#### 4. 最近の司法の動向

先に米国の雇用慣行では随意的雇用理論が一般的であり比較的容易に労働者を解雇できると述べたが、公務労働や労働組合に加盟している場合はやや例外だった³5。しかし、最近の司法はアフォーマティブ・アクション政策逆転判決と同様、ADEA活用を制限する方向へ向かっているようだ。ADEAは次に述べるKimel判決³5まで年齢差別に対する保護について公共、民間企業において広く受け入れられていた。すべての州とコロンビア特別区で雇用における年齢差別禁止法が適用され、連邦法より進んだ年齢雇用差別法が制定されている州も少なくない。だが、合衆国最高裁は2000年、州の中高年公務員労働者への

雇用年齢差別に対する連邦法における保護を 大きく減じる判決を下した37。Kimel 判決に おいて、最高裁は合衆国憲法第11修正をもと に個人による金銭的損害を求めた訴訟から州 を保護免責するとして、ADEAによる数百万 の公務労働者の年齢差別保護を否定した(彼 らは個人企業の事業主に対し訴訟することが できる。また最高裁は合衆国憲法第11修正に より ADA を根拠として持ち込まれた雇用差 別から州を免責するとみなしたり。雇用にお ける年齢差別とその金銭的損害を求めて挑戦 しようとする州の公務労働者は、これにより 年齢差別について州立法からだけ保護され38、 もはや連邦法によって訴えることができな い。州公務労働者は EEOC に訴状を提出で き、訴えにもとづきEEOCは調査し告訴でき る。しかし、彼ら自身は州当局を告訴する個 人的権利をもてないことになった39。

年齢差別法を推進してきたAARPなどはこ うした一連のADEAを後退させる動きに対し 米国議会にADEA、ADA、連邦雇用法のもと で最高裁の判決によって州の公務労働者の十 分な権利と救済策が修復されるような法律を 早急に制定することを要求している。一方、 州の機関やプログラムが連邦のファンドを受 け入れるなら、ADEAに基づいて個人がそう した機関を訴訟することができるという Kimel判決の効果を相殺する法律が上院で検 討されている。また、いくつかの州議会でも、 連邦法のもとで訴訟が免除されることを放棄 する上記のような立法が検討されているよう だ。KimelとGarrettl判決の後、AARPは金 銭的救済のため公務労働者が訴訟できなくな ることに対し、ADEAや他の州法において年 齢差別禁止を促進することが緊急であり、米 国議会と行政がEEOCにそのような手段を提 供しなければならない、と提案している。

#### 5.問題点と課題

表1

グレゴリーは ADEA の問題点と今後の改善点を次のように述べている<sup>40</sup>。(表 1、2)

[會式例1] 労働力分析 事業所 40 MB-18-15 81.60 職 務 EEO-1 資金等級 全被用各款 報 務 名 -プ の分類 #記書刊 全体 男性 女性 白人 黒人 Ltd アファ コロト 白人 黒人 Ltd アファ コロト 表2 [曹式例2] 清用可能性の算定 日付 EEO-1職務カテドリー ■田グルー 原除計 (%) 比重付加機の数額 活用の可能性の要素 統計出所 도시 보선 727 (22) 소 변 [12] 소변 [12] 도 시도 전 [22] 오변 [1 外面的要素 1人口 2.快業者 3.400

N/A N/A N/A N/A

NICA

出典 (財)東京女性財団「諸外国のアフォーマティブ・アクション法制 雇用の分野にみる法制度とその運用実態 11996年

NA NA NA NA NA NA NA MA

N/A N/A N/A N/A

注重物量の指数的可有整数 N/A N/A N/A N/A N/A N/A 10% 10% 10% 升级的运用可能性小比重 N/A N/A N/A N/A N/A N/A

AMBRETRESIES NA NA NA NA NA NA

#### (1)中高年者雇用41

A. HORSELD PARKETS S. DOROTTO DE A A DES

内部的要素 2. 直定下位の報告から の興動可能性

A. 2 番目に下位の服用 からの異数可能性

内部的证明可能性

E. 请用可能性果实标准

使用者はADEAの規定に触れることを恐れ、失業した中高年労働者の雇い入れを躊躇

するようなことがある。その結果、失業し、代替の雇用を求める中高年労働者にとってADEAが障害となる傾向がある。EEOCは毎年応募、履歴、広告、求人内容の通告をリポート(EEOC01)することを要求している。こ

のリポートには仕事のカテゴリーとして会社の男女、人種の数、などが含まれるが、年齢のカテゴリーは含まれてない。そこで中高年者雇用を促進するため使用者に毎年のリポートでEEOC01と同様年齢のカテゴリーを含める。

(2)クラスアクション(集団訴訟) 42

集団訴訟は、組織的差別、雇用政策や現場の問題を処理する上で特に有効であり、人種、性別、セクハラの集団訴訟は数万の労働者への法的救済を与える上で主要な手段となっている。だが、ADEAは公民権法第7編(Title VII)とは異なり集団訴訟を認めていない。クラスアクションが中高年労働者にとって有効となるなら、採用の際の差別や他の長年の差別に対し特に有効なツールとなる。

# (3)20人以下の企業43

先述のように、ADEAは当初適用 企業規模を25人以上としていた が、1974年の改正で被用者規 準を20人以上と改正した。一方、

Title VIIでは当該規模を15人以上、ニューヨーク4人以上、カリフォルニアで5人以上の企業で州の年齢差別法を適用している。全労働者の75%が20人以上を雇う企業で働いているが、現行の法令下では20人以下の企業に働く労働者は除外される。ADEAは公

民権法と同様に15人以上かそれより少ない 労働者を雇う使用者にも適用するよう検討す るべきである。

#### (4)提訴の期間制限44

EEOCに差別の訴えを起こす場合、差別されたことを示す日から300日以内となっている。だが、労働者が解雇に関わる違法な行為を解雇後発見することが普通であり、期間の制限は労働者の請求機会を縮めているといえる。多くの州で期間制限は3年以内となっている。EEOCも差別請求の提出を3年以内とするのが適切である、とグレゴリーは提案している。

# (5)懲罰的損害賠償45

ADEA は定額的損害賠償(liquidated damages予定損害賠償、制定法で違反者に実 損害を超える賠償を請求することを認める) ⁴ について請求することができるが、懲罰的 損害賠償(punitive damages) 47についてはそ のかぎりでない。定額的損害賠償において時 折懲罰について考慮されるが、それは意図的 行為からの回復についてのみである。 懲罰的 損害賠償のようにではなく、損害賠償は遡及 賃金裁定(back-pay award、司法或いは準司 法機関による決定により未払い額ありとされ た場合、遡及的に賃金を支払わす裁定)48の ように算定される。このように liquidated damages は限界があるが、一方 punitive damagesの場合、被告側の不法の程度に応じ て損害賠償を請求できる。公民権法などでは 不法な行為に対して損害賠償を勝ち取ること ができる。悪質な年齢差別行為にたいしても そうした懲罰的損害賠償を適用するべきであ る。

#### (6)中高年女性49

グレゴリはAARPの調査を引用して中高年 女性の年齢や性別だけでなく、そのコンビ ネーションによる差別を指摘している。男性の場合、一般に50代中半ばまでは年齢差別を経験しない。一方、女性の場合40代後半までに年齢差別を痛感させられる事が少なくない。例えば、中高年女性は同僚の男性労働者に要求されない身体的魅力標準を考慮されたりする。退職後の再就職にあたっても、女性は二流市民として取り扱われているという。女性の平均寿命は男性より長い。しかも、財政的独立を求める女性が増加し企業に退職を伸ばす女性が増えている。これは中高年女性への年齢差別行為増加の要因となろう。ADEAは今後予想される年齢と性差別から中高年女性を保護する必要がある。

# (7)差別的インパクト法理の適用について50

最高裁はHazen Paper Co. v. Biggins で年 齢差別(1993年4月20日、勤続年数による年 金受給資格取得を妨げるための解雇)におけ る差別的インパクト法理を適用する判断を留 保した。これは、年金受給資格資格取得の数 週間前に解雇された原告が受給権取得を妨害 するため解雇された、という訴えである。連 邦最高裁はこれに対し、勤続年数に応じて支 給される年金給付妨害というのは ADEA で いう年齢差別に当たらない、として控訴審判 決をくつがえした51。こうした差別を証明す るアプローチの変化は労働者による立証負担 を増大させ、使用者に原告の主張を裁判で放 棄させることを容易にする。差別行為を証明 する最高裁の将来のアプローチが雇用主と労 働者が同じ基盤で権利を証明できるようによ り公平なものとするべきである。

#### (8)臨時労働者52

現在企業で臨時、パートタイム、派遣労働、独立した請負人などの臨時労働者の割合構成は25%以上に達する。ADEAは正規雇用の労働者に適用されるが、上記の臨時労働者は

法令の下での保護を受けることができない。 年齢差別の違法行動からどんな保護も与えられない労働者を守るため、臨時、パートタイムを含めて労働者定義の法適用範囲を拡げる必要がある。

# 6.ADEAの歴史と日本での論議

公民権法が検討された際、議会で年齢差別 も対象とするべきだ、という議論があった が、年齢差別は人種のような歴史・文化的偏 見によるものではなく、個人的問題が主であ るという理由で年齢は法の差別対象とならな かった。一方、議会が労働長官に提出を命じ た雇用差別に関する現状については(1965 年 ) 雇用の場において「恣意的な年齢差別が 存在し、立法化が適切である」という調査報 告書 (The Older American Worker: Age Discrimination in Employment; アメリカの 高齢労働者、雇用における年齢差別)53が提 出され、1967年ジョンソン大統領の折、 ADEA が制定されたという経緯がある。 ところで、日本では立法理由として高齢者 の雇用促進をあげ、当初において年齢差別 禁止が人権問題として考慮され制度化した ものではない、と言う主張が多いようであ る54。その背景として、加齢に伴う体力の衰 えについて個人差があり、人種や民族など と年齢差別と異なるということから公民権 法で除外されたこと。40歳以上65歳までの 労働者に限定されているので年齢差別一般 を禁止するものと考えられていない、など である55。ちなみに1960年代後半において 就労者の上限は65齢ほど(現在まで米国で はリタイア年齢が60歳前後と言われてい る)であり40歳から60歳までというこ とは、就労する年齢層をほぼ言い当ててい る、といってよい。また、当時40歳以下の

年齢差別が社会的問題になっていたとはい えない(森戸の現地調査でも EEOC の担当 者は、40歳未満は差別されることがないと いっている)56。従って、人種、性など他の 差別と異なるとはいえ年齢幅の制限がある ことをもって、ADEA が導入された当時直 接人権問題と関わるものではないと言いき れるのだろうか。1967年に年齢差別法、 アフォーマティブ・アクションが策定(2) 年後同命令に性差別が追加) されたことを 考えれば、公民権運動の高まりの中で年齢 や性による差別が人権問題の観点から考え られ始めたとするのが自然であり、奥山が 指摘するように両方の併用と言った方がい いのではないか57。端的にいえば、もし森 戸、中村等が強調するように高齢者雇用の促 進が第1の目的とするなら、法令は明確に 高齢者雇用促進法と名づけられるだろう。 現にマイノリティや女性の雇用を促進する ためアフォーマティブ・アクション命令が 出されたことを顧みればそのことは十分納 得できる。

# 7. 日本で導入する可能性

本稿の目的は米国の雇用差別法を紹介することにあり、日本の労働法を主題とするものではないが、日本でADEAのような制度を導入する可能性について簡単にふれてみよう。今日、深刻な雇用不安が進行する中、定年時まで雇用される保障は何もない。終身雇用、年功序列、退職一時金など日本的雇用慣行はなし崩し的に壊されてきているといってよい。そして、年齢差別禁止法もないまま年齢を理由とする配置転換や早期退職が強要されている。中高年や女性の再雇用については、求人の段階でさえ年齢制限のため応募さえできないのが現状だ。昨年10月1日施行された改正

『雇用対策法』(厚生労働省)で、「労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるよう努めなければならない」、とあるが、単なる努力義務で実効性はほとんどないのが現状である。

日本でこの法を導入する場合、定年制、その裏腹にある解雇規制制度5%、年金制度、若年・女性労働者との軋轢、従来の賃金と待遇制度など伝統的な雇用慣行に関連した様々な問題が想定される。とりわけ高齢者の就労意識が高いわが国では定年制が廃止され年齢差別禁止法が導入されれば、高齢者の退職を促すことが困難となり、労働市場の流動性が失われてしまうのではないか、という懸念がある。確かに、年齢差別がなくなれば、短期的に中高年労働者と女性、若年労働者との就労確保をめぐる競争が増すかもしれない。しかし、長期的に見れば多様な就業形態を創り出す上で年齢差別禁止法の導入が必要となろ。その理由はつぎの通りである。

1) 老いそれ自体は人間誰しもが迎えるこ とであるが、今日まで加齢に関する偏見 は幅広く存在してきた。「美しく老いる」 という表現は逆に「老人は醜いものだ」 というステレオタイプイメージに対する 反語といってよい。AARPのリポートに あるようにわが国の多くの中高年女性は 年齢差別を意識させられたことがあるだ ろう。リストラや再就職にあたり男性も 否応なく年齢を意識されられる。シモー ヌ・ド・ボーボワールはその著書「老い」 の中プルーストを引用して、次のように 述べている。「おそらく、人生のあらゆる 現実の中で(老いは)われわれがそれに ついてもっとも長い間たんに抽象的な概 念しかもたない現実である」、と59。

ADEA 制定時の高齢者の定義をめ ぐる不明瞭さは、この点に由来する と言えないだろうか。

2 1世紀は5人に1人が高齢者となり、単に高齢になることがリタイアを意味するのでなく、多様なライフスタイルを求めて地域や職場で中高年が現役として活躍する時代である。加齢という身体的なハンディを受けても、なお人間として生きることを求めると言う意味で年齢を権利として捉えなすことが大切なのではないか。

また、「年齢差別禁止に関する研究会」がいう雇用にのみ注目するなら、グレゴリーが指摘する ADEA が逆に中高年労働者再雇用の障害となる、という問題をクリアーできない。この点から、私たちも米国で60年代に論議された年齢差別という課題を雇用問題としてだけでなく、高齢者への人権保障として捉えなおす必要があろう。

- 2 ) グローバリェーションの影響による産業構造の変化は企業の縮小再編、移転を否応なく促進している。生涯雇用を制度化していた大企業でさえリストラ、早期退職を導入している。解雇され、また年齢差別により再就職を阻まれた中高年自殺の増加など失業を理由とする社会問題が数多く発生している∞。年齢差別を禁止する法がないまま行われるリストラに歯止めがかけられねばならない。こうした年齢差別をなくし中高年雇用を促進する上からも当法律の導入が図られねばならない。
- 3) 急速に進む少子高齢化社会では、生活に見合った年金収入が退職時に見込

めない。高齢者がパートを含む多様な 形態で働き続けるシステムは女性や若 者にも多様な働き方を保障することに もなる。現在の雇用システムでは子育 てをしながら女性が働き続ける上でた いへんな困難が伴い、子育てを終えた 女性の再雇用も壁が非常に厚い61。こ れが女性に生むことを選択させるとい う、少子化の一因でもある。働かされ るのではなく、働きたい働き方を選択 できること。それは天野が言う「すき まのある社会と働き方」である62。そ うした働き方を担保するのが雇用差別 禁止法であり、この法により多様な働 き方(それは多様な生き方に通ずる) の選択肢を増やすことになろう。

4) 150万とも400万とも言われるフ リーター人口は<sup>63</sup>、ミスマッチ現象だけ でなく、生涯正社員として仕事につく気 がない、という若者たちの意識面の変化 を反映している64。終身雇用制はグロー バリズムという外部要因からだけでなく 人々の意識、つまり内面から変わってき ているといっていいだろう。私のアメリ カの友人は、中高年になって大学に入学 し、卒業する娘と一緒に卒業式に参加し た。職業訓練校を含め50歳を超えて学校 に戻ることがかの国では少なくない。こ んな事例が日本でも多々でてくるのでは ないか。とすれば、雇用に対する意識変 化に対応する年齢差別禁止法は世代を超 えて検討に値するだろう。

#### おわりに

この連載の最初に日本の実情に米国の事例がそのまますぐ役立つとはいえないが、現在の雇用の不安定化をみると日本も欧米型に近

づきつつあり、早急に対応するシステムづく りに取り組む必要があるだろう、と書いた。 今回取り上げた米国の各種雇用差別法は、多 くが60年代の公民権運動を背景として成立 し、今日なおアフォーマティブ・アクション やADEAの解釈をめぐって様々な論議を呼んで いる。その議論の中で中高年と若者・女性、白 人男性と少数者・女性が就労確保をめぐって 対立しているように見える。そして雇用差別 法を創ることが、逆に差別を生むかのように 印象づけられる。「21世紀の高齢者雇用・日 米欧比較シンポジウム」65 で私は英国の高齢 者雇用政策を紹介したアラン・ウォーカーに 「この政策は失業に悩む若者と高齢者の仕事 の取り合いになるのでなないか」という質問 をした。この問に彼は「社会的対話が必要で ある」と即座に答えた。それしか、解決の方 法はないだろう。年齢差別禁止法の必要につ いて、いま社会的対話が求められる。年齢差 別禁止法の策定プロセスとその実施は、先の ILO会議(2002年6月)に照らしてみれば、イ ンフォーマルな労働を克服するディーセン ト・ワークの4つの戦略 雇用、権利、社会 保障、社会対話 を具体化させる1つの契機 となることは明白である。

# (注)

- 1 『英米法辞典』(田中英夫編集代表、東京 大学出版会、1991年、p.148)では人権法 と訳してあるが、本稿では一般的に広く普 及している公民権法とする。
- <sup>2</sup> U.S. EEOC, Federal Laws Prohibiting Job Discrimination: Questions and Answers. see, http://www.eeoc.gov/
- <sup>3</sup> *Ibid.*,p.854.
- <sup>4</sup> interstate commerce。 州境を越えての物 品の移動、運輸・通信など通商手段、さら に州境を越えての人の移動を含む通商をい う。 前掲書1)、p.466。
- 5 前掲書1) p.298.
- <sup>6</sup> このページの AA の歴史記述は以下による。Stephen Cahn, *Stephen Cahn on the history of Affirmative Action*, 1995. p.1. see, http://aad.englsih.ucsb.edu/docs/
- <sup>7</sup> 中窪裕也『アメリカ労働法』弘文堂、1995 年、p.194。
- <sup>8</sup> Dan Froomkin(a Staff Writer), *Affirmative Action Under Attack*, Washingtonpost. com, Oct., 1998. see, http://

www.washingtonpost.com/

- <sup>9</sup> 山川隆一、『諸外国のアフォーマティブ・アクション法制 雇用の分野にみる法制度 とその運用実態 』(財)東京女性財団、 1996年、p.40。
- <sup>10</sup> *Ibid.*, pp.40 42.
- 11 ホーン川嶋瑶子『女たちが変えるアメリカ』岩波書店、1988年、p.73.
- 12 AAの適法性を見る場合、裁判所がTitle7違反差別に対する救済措置として使用者に命じる場合と自主的AAの場合と区別するべきだ、と指摘されている。前掲書7)、p.193.
- 13 重要な判決として、Bakke事件(カリフォルニア州立大学ディビス校医学部の白人学生入学に関する訴訟、1978) Croson事件(州によるAAへの厳格な審査要求、

- 1989) Fullilove 事件(公共事業に関してマイノリィティに合憲、1980) Adarad 事件(厳格な審査基準の採用、1995)などの判決で、最高裁の判断が異なる。前掲書9)pp.60-72.
- <sup>14</sup> Joan Biskupic (a Staff Writer), *On Race, a Court Transformed*, The Washington Post, Monday, Dec. 15, 1997. p.A01.p3. see,http://www.washingtonpost.com/
- <sup>15</sup> *Ibid.*, p. 1.
- <sup>16</sup> Joan Biskupic, *Supreme Court Will Not Block California's Proposition 209*, The Washington Post, 1997. Vol.,117, No.39. see, http://www-tech.mit.edu/
- <sup>17</sup> Legally blind to the problem, San Francisco Chronicle, Friday, Sep. 7, 2001. see, http://aad.

Englsih.ucsb/docs/

- <sup>18</sup> Ben Gose, Supreme Court Decline to Review Affirmative Action in Higher Education, May 29, 2001. see, http:// aad.englsih.ucsb.edu/docs/
- <sup>19</sup> Gratz V. Bollinger, 135 F. Supp.2d 790 (E.D.Mich. 2001); *Use of Affirmative Action Upheld*, Detroit, May 14, 2002. http://www.cbsnews.com/最高裁が地区裁判所の決定を却下したのは、ロースクールの主要な関心が多様な学生たちの学業達成にあることをも見出した、というものである。
- <sup>20</sup> ロースクールの白人学生による入試訴訟 事件。Smith v. University of Washington, 233 F.3<sup>rd</sup> 1188(9<sup>th</sup> Cir.2000).
- 21 前掲書14) p.2.
- 22 前掲書8)
- <sup>23</sup> 拙稿「北米草の根報告」『住民と自治』 1996年6月号、pp.80-81.
- 型山明良「高齢者の雇用保障と定年問題・アメリカの年齢差別禁止法との比較でー」『成城法学』50号、1995年、p.40。
  Ibid., p.40.

- <sup>26</sup> 前掲書 24)、p.44.
- 27 前掲書 7)、p.219. ADEA と公民権法第7 編とは相違がある。公民権法第7編では1 991年まで損害賠償は認められなかっ た。91年以降意図的差別行為があった場 合、第7編により損害賠償が請求できる。 <sup>28</sup> *Ibid.*, p.183. 例えば、応募者への身体 テストで中高年労働者が若年労働者より非 常に低い比率で合格するかもしれない。こ のテストがビジネスの必要性でないかぎ り、これは差別的インパクトである (Michael Evan Gold, An Introduction To The Law of Employment Discrimination, Second Editin, ILR Press Cornell Univ. Press, Ithaca and London, 2001. p.51 ),
- 29 Hazen Paper Co. v. Biggins において最高 裁は差別インパクト法理適用を保留したが この件については後述する。
- <sup>30</sup> Raymond F. Gregory, Age Discrimination in the American Workplace-Old at a Young Age, Rutgers Univ. Press. New Jersey. 2001. pp.8-9.
- 31 中窪は、不法行為があった場合、制定法 の規制に該当するかどうか、訴訟原因は可 能かという点が考慮される。制定法は私 法、公法上の効果を発生させ連邦や州の機 関により執行。このような断片的法規制の 集合体として米国の雇用関係法が形成され ている、と述べている。前掲書7 ), p.283.
- 32 前掲書30)、p.1, 9.
- <sup>33</sup> *Ibid.*, p.114.
- <sup>34</sup> *Ibid.*, p.115.
- 労働組合と公務員を除いて、一般の労働 者は不当な解雇を防ぐ保障がない。一方、 団体交渉での同意や、州・市町村の法令で は正当な理由なしに行われる被用者解雇が 禁止されている、とグレゴリ・は指摘 ( Ibid., p. 8),
- <sup>36</sup> Kimel v. Florida Board of Regents, 120 S. Ct. 631. Kimel の事件は統合された3つの

個別のケースを端緒とする。以下 Kimel 判 決の記述は次のパンフレットによる。

AARP, Age Discrimination in Employment-Survey of State Laws-2000-, 2001.

- 勝田卓也、樋口範雄「連邦制の下での年 齢差別禁止法 州を被告に含める ADEA の 規定は違憲」『ジュリスト』 1178.2000.6.1.
- 38 もちろん州法は単にそれが公的セクター における法律だけでなくすべての中高年齢 労働者にとって重要である。なぜなら ADEA(連邦法)で得られることに勝る救 済策が提供されているケースがあるからで ある。例えば、(3)の20人以下企業の各 州取り組み参照のこと。
- <sup>39</sup> Kimel 判決に対する州、議会、AARP の 対応については、Sara Rix (AARP)から の電子メールを引用した(2002年8月29 日)。
- 40 以下に述べる以外にも彼は精神的ダメー ジに対する補償や使用者の態度などについ て記述しているが、ここでは主要な問題点 に絞った。
- 41 前掲書 30) p.248.
- <sup>42</sup> *Ibid.*, p.249.
- 43 *Ibid.*, p.250.
- 44 *Ibid.*, p.251.
- 45 *Ibid.*, p.254.
- 46 前掲書1) p.521
- 47 前掲書 1) p.685
- 48 前掲書 1) p.83
- 49 前掲書30) p.255.
- <sup>50</sup> *Ibid.*, pp.256-257.
- 末 啓一郎「米国年齢差別禁止法に基づ く差別訴訟事件の実際(要件事実及びその 主張立証方法の研究)」『季刊労働法』175・ 176 合併号、p.195.
- 52 前掲書 30) p.257.
- 53 前掲書 24) p.37。
- 54 経済企画庁総合計画局「雇用における年

齢差別禁止に関する研究会中間報告」、平成12年6月、p.6。森戸英幸「雇用における年齢差別禁止法」、2001年1月 (www.jil.go.jp)。中村涼子、「雇用における年齢差別の禁止 米国の法規制の基本趣旨」「本郷法政紀要」No.9,2000. 中村は、ADEAに基本趣旨の変容が見られ、まず1967年法制定当時は雇用政策により近い考え方に基づき、その後の法改正で年齢差別禁止へ近づいた、という論理を展開。他の論者もほぼこの論理を踏襲する。

- <sup>55</sup> 前掲書53)、「雇用における年齢差別禁止 に関する研究会中間報告」p.6。
- <sup>56</sup> *Ibid.*、森戸、p.6。
- 57 前掲書 24) p.47。
- 58 使用者の解雇権行使には日本の労働法の もとで厳しい法的制約が課せられていると 言う。前掲書24) pp.55-56.
- 59 また、彼女は「閑暇は定年退職者に新しい可能性を開いてはくれない。彼がようやく強制から解放されたとき、人びとは彼がその自由を活用する手段をとりあげるのである。----人間がその最後の15年ないし20年のあいだ、もはや一個の廃品でしかないと言う事実は、われわれの文明の挫折をはっきりと示している」、と述べているが、私たちはいま高齢者が廃品でない事実を突きつける必要があるといえる。シモーヌ・ド・ボーボワール『老い』(上)人文書院、1972年、p.9、p.12.
- <sup>60</sup> 「不況深刻自殺者3万人」『毎日新聞』 2001年8月10日。「2001年度倒産2万件 超す、戦後ワースト2負債総額16兆円、 不況型76%も」『毎日新聞』2002年4月 13日。
- 61 「雇用不況女性にも、ささいな理由で退職強要」『朝日新聞』2002年9月10日。
- 62 天野正子「スキマのある社会と働き方」 『生活協同組合研究』2002・5、pp.2-3.
- 63 日本労働研究機構「若者の就業行動に関

するデータブック(1)就業構造基本調査の再分析より一」2002年3月。

- 64 玄田有史『仕事のなかの曖昧な不安・揺れる若者の現在・』中央公論社2001年、 p.80.
- 65 日本労働研究機構主催「JIL ワークショプ・シンポジュウム 2 1 世紀の高齢者雇用・日米欧比較」2001年11月29日。